

# DIAMコモディティパッシブ・ファンド

追加型投信／海外／その他資産(商品)(インデックス型)

## DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産(商品)	インデックス型	その他資産(投資信託証券(債券))	年1回	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	なし	その他(S&P GSCI商品指数)

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。  
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	4兆1,679億円
	(2011年10月31日現在)

- 「DIAMコモディティパッシブ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2012年1月12日に関東財務局長に提出しており、2012年1月13日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1.ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

海外の代表的な商品指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主にコモディティインデックス・マザーファンドに投資し、海外の代表的な商品指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ・ 同マザーファンドはS&P GSCI商品指数※を連動対象としており、S&P GSCI商品指数の騰落率に償還価額等が概ね連動するユーロドル債(証券を含みます。)を主要投資対象とします。
- ・ ただしS&P GSCI商品指数が連動対象として不適当であると委託会社が判断した場合には他の商品指数を連動対象の一部または全部とする場合があります。

**S&P GSCI商品指数は、5セクターの24種(2011年10月末現在)の商品先物で構成され、世界生産金額により加重平均されています。**

- エネルギー  
WTI、ブレント、ガソリン、ヒーティングオイル、ガスオイル、天然ガス
- 非鉄金属  
アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛
- 貴金属  
金、銀
- 畜産物  
牛肉、生牛、豚肉
- 農産物  
小麦、カンザス小麦、とうもろこし、大豆、綿、砂糖、コーヒー、ココア

※S&P GSCI商品指数は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズエル エル シーの所有する登録商標であり、当ファンドに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、当ファンドを支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また当ファンドへの投資適合性について何ら表明するものではありません。S&P GSCI商品指数(そのサブ・インデックスを含む)はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

**2** 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

**3** 原則として、マザーファンドの組入比率は高位を維持します。

ただし、マザーファンドでの運用が困難であると委託会社が判断した場合には、直接、海外の商品指数の動きに連動する債券(証券を含みます。)等に投資する場合があります。

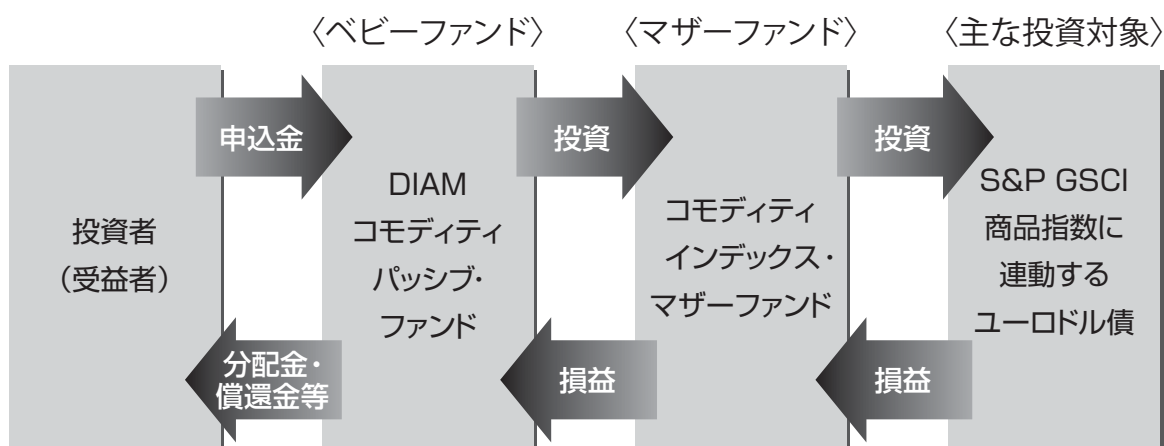
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



## 主な投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## マザーファンドの概要

コモディティインデックス・マザーファンド
主要投資対象
S&P GSCI商品指数に連動するユーロドル債
投資態度
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主として、S&amp;P GSCI商品指数に連動するユーロドル債(証書を含みます。)に投資することにより、S&amp;P GSCI商品指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。</li><li>・ ユーロドル債(証書を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向、資金動向、信託財産の規模等により弾力的に変更を行う場合があります。</li><li>・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんが、金利、為替状況によっては為替ヘッジを行う場合があります。</li></ul>
投資制限
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式への投資は行いません。</li><li>・ 外貨建資産の投資割合には、制限を設けません。</li></ul>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### ●商品(コモディティ)市況の変動リスク

S&P GSCI商品指数は、複数の商品(コモディティ)先物によって構成された指数であり、商品(コモディティ)先物価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化など様々な要因で変動します。当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じてS&P GSCI商品指数に連動するユーロドル債等を原則として高位に組入れますので、S&P GSCI商品指数の変動により基準価額が大きく変動する場合があります。

#### ●金利リスク

金利リスクとは、金利の変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### ●為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。

外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として、対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

#### ●信用リスク

有価証券等への実質的な投資にあたっては、発行者において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じることがあります。またこうした状況に陥ると予想される場合等には、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### ●カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

### 分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### その他の留意点

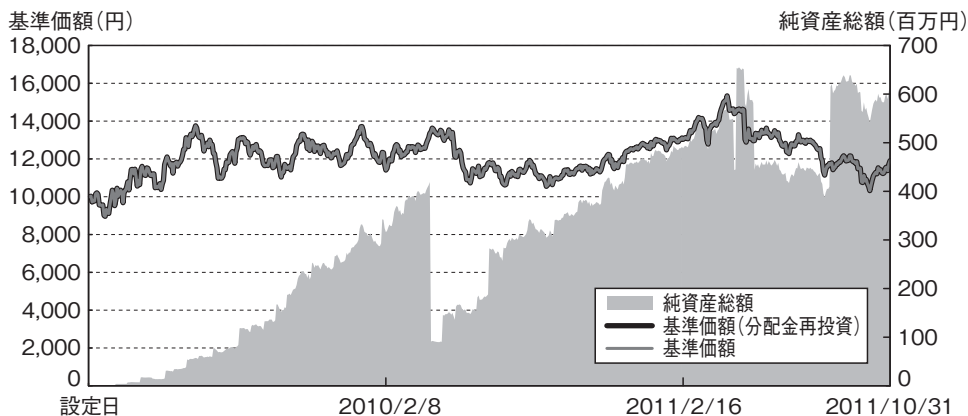
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じてS&P GSCI商品指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当ファンドの基準価額の騰落率と、S&P GSCI商品指数または当該指数を円換算したものと騰落率は乖離する場合があります。  
この要因は、主として、資金の流出入と実際の投資対象の売買のタイミングのずれ、投資対象の売買・評価価格と指数とのずれ、ならびに売買コストや信託報酬その他諸費用等を負担すること等によるものです。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

### リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議もを行い、適宜見直しを行います。運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

#### 基準価額・純資産の推移

《設定日(2009年1月30日)~2011年10月31日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資した  
ものとして計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2009年1月30日)  
※基準価額は信託報酬控除後です。

#### 分配の推移(税引前)

第1期(2009.10.13)	0円
第2期(2010.10.12)	0円
第3期(2011.10.12)	0円
設定来累計	0円

(注)分配金は1万円当たりです。

#### 主要な資産の状況

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	コモディティインデックス・マザーファンド	99.96

■コモディティインデックス・マザーファンド (注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

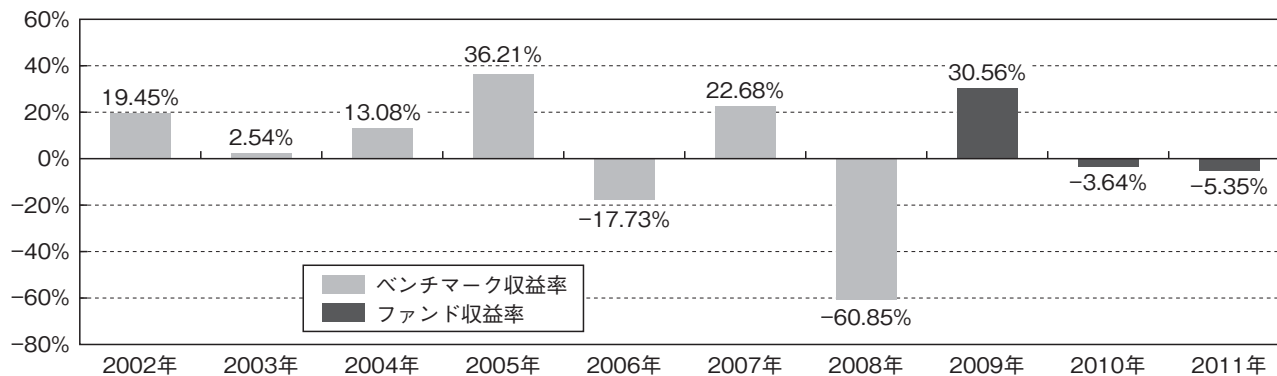
資産の種類	国名	投資比率(%)
社債券	英国	99.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.47
合計(純資産総額)		100.00

組入銘柄一覧

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	GS Commodity Index Certificate 06/22/2012	社債券	英国	—	2012/6/29	99.53

※当ファンドの組入銘柄は、1銘柄のみです。

#### 年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。  
※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2009年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
※2008年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。上記ベンチマーク収益率は「S & P G S C I 商品指数」を円換算したものを表示しています。

- 掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購 入 単 位	各販売会社が定める単位(当初元本: 1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して7営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2012年1月13日~2013年1月11日 ※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限です。(設定日: 2009年1月30日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 対象インデックスが改廃の場合。 ③ 受益者のために有利であると認めるとき。 ④ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回、毎決算日に、収益配分方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年10月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。( URL <a href="http://www.diam.co.jp/">http://www.diam.co.jp/</a> )
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基 準 価 額 の 照 会 方 法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称: パコモ)

## 4. 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年0.6825%(税抜0.65%)の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>				
	時期	項目	費用		
	毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.6825%(税抜0.65%)	
			配分	委託会社	年率0.63% (税抜0.60%)
販売会社				年率0.021% (税抜0.02%)	
受託会社	年率0.0315% (税抜0.03%)				
その他費用・手数料	<p>組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>				

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

#### 税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。